



平成 25 年 3 月 22 日

各 位

上場会社名 ニ チ ハ 株 式 会 社
代 表 者 代表取締役社長 社長執行役員 山 中 龍 夫
コード番号 7943 (東証一部・名証一部)
問 合 せ 先 執行役員総務部長 水 野 昭 彦
(TEL 052-220-5111)

訴訟（控訴）の提起に関するお知らせ

国および当社を含む石綿含有建材製造企業 40 数社を被告として、いずれも建設作業に従事してアスベスト関連疾患に罹患したとする者など 337 名の原告が、総額 118 億 1949 万円の損害賠償を求めていた訴訟に関して、平成 24 年 12 月 5 日付けで東京地方裁判所（第 1 審）より、原告らの国に対する請求は一部認容し、他方、石綿含有建材製造企業に対する請求は棄却する旨の判決が言い渡されておりましたが、原告らより同判決を不服として、控訴の提起がなされ、控訴状の送達を受けましたので、下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 訴訟（控訴）の提起がなされた裁判所および年月日
東京高等裁判所（第 10 民事部）
平成 24 年 12 月 18 日（控訴状の送達を受けた日 平成 25 年 3 月 18 日）
2. 訴訟（控訴）を提起した者（第一審原告ら）の概要
建設作業に従事してアスベスト関連疾患に罹患したとする者およびその遺族（合計 332 名…※）
3. 訴訟（控訴）の内容
 - (1) 第 1 審判決中第一審原告ら敗訴の部分を取り消す。
 - (2) 第一審被告らは、第一審原告らに対し、各自、総額 117 億 3286 万円（※）およびこれに対する遅延損害金を支払え。
 - (3) 訴訟費用は、第 1 審、第 2 審を通じ、第一審被告らの負担とする。
4. 今後の見通し
当社は、控訴審においても第 1 審に引き続き、当社の正当性を主張し、第一審原告らの控訴をいずれも棄却するよう求めてまいります。
なお、本件訴訟（控訴）が当社の業績に与える影響は現時点では不明です。
また、今後、公表すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせ致します。

※：控訴の提起後、控訴状の送達までの間に一部の原告について控訴の取り下げ等があったため、原告総数および訴額総額が第 1 審から変更されております。

以上